

I 新規指定申請書類の提出

1 介護保険の指定事業者になるために必要な要件

介護保険事業者の指定を受けるためには、以下の条件を全て満たしていなければなりません。

(介護保険法第70条第2項、第115条の2第1項)

(1) 法人^{※1}であること〔みなし事業（訪問リハビリテーション等）は異なる〕。

※1 法人の種類によっては、事業開始に当たり定款について所轄庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは所轄庁へお問合せください。

(2) 申請の時点で、都条例に定める人員基準・設備基準が確保できていること。

(3) 都の条例に定める運営の基準に従って適正な事業の運営ができること。

(4) 居宅サービス事業の場合、過去5年以内に介護保険法第70条第2項第4号から第12号の欠格条項^{※2}に該当していないこと。

(5) 介護予防サービス事業の場合、過去5年以内に介護保険法第115条の2第2項第4号から第12号の欠格条項^{※2}に該当していないこと。

※2 欠格条項については、介護保険法その他、厚生労働省からのQ & A（「介護保険最新情報」Vol.6及び73）等をご確認ください。「介護保険最新情報」は東京都介護サービス情報のホームページ^{※3}から、ご覧になれます。

※3 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/index.html

福祉局トップ>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>その他の連絡事項>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報（厚生労働省からの通知）

2 介護保険の指定事業者になるための手続

(1) 指定申請手続き

- ・指定申請に当たっては、新規指定前研修を必ず受講してください。
- ・指定申請書は原則として、電子申請・届出システム^{※4}でご提出ください。

(電子申請・届出システム) <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※4 電子申請・届出システムについて詳細は、2(2)を参照してください。

(やむを得ない理由により申請書等を郵送する場合)

郵送先は、公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室（以下「財団」という。）です。

指定申請書は、指定予定日の2か月前15日（土・日・祝日の場合は直前の平日。）までに提出してください。

【手続の流れ】

- 1 指定予定日の4か月前末日までに、新規指定前研修の申込み
- 2 新規指定前研修受講
- 3 指定予定日の2か月前15日頃までに、新規指定申請書の提出^{※5}
↓（指定申請書の審査^{※6}）
- 4 基準等満たした場合、指定介護サービス事業所等として指定

※5 申請書類の記載の不備、書類の不足などがあった場合、受理できません。

※6 申請書類の受付後、現地調査を行う場合があります。

(2) 「電子申請・届出システム」による新規指定申請の受付について

原則として、「電子申請・届出システム」により新規指定申請を受け付けます。

電子申請にあたってはGビズ ID 等の事前準備が必要になりますので、「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き（事業所向け）」（以下「手引き」という。）にて詳細を確認し、早めに準備のうえ申請してください。

手引きは東京都福祉局のホームページに掲載しています。

（東京都福祉局ホームページ）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html

（掲載箇所）

福祉局トップ > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について



① G ビズ ID について

- ・ G ビズ ID は行政サービスにログインするための共通認証システムで、デジタル庁のホームページから申請します。（デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>）
- ・ 申請には印鑑証明書が必要で、書類審査は原則 2 週間以内とされていますが、指定申請書の提出期限までに余裕を持った G ビズ ID の申請を推奨します。
- ・ G ビズ ID のアカウントの作成方法は、手引きの 11～32 ページをご確認ください。



② 登記情報提供サービスについて

- ・ 新規指定申請の添付書類のうち、登記事項証明書の提出として、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データの提出となるため、登記情報提供サービスの利用申込みが必要です。
- ・ 新規指定申請の添付書類について、紙の登記事項証明書を単に PDF 化したデータの提出では、受理できません。
- ・ 利用申込みは、一般社団法人民事法務協会のホームページからとなります。
（一般社団法人民事法務協会ホームページ：<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>）
- ・ 登記情報提供サービスの利用方法については、手引きの 34～41 ページをご確認ください。



③ 「電子申請・届出システム」による申請方法について

- ・ 「電子申請・届出システム」での申請方法（概要）については、手引きの 42～49 ページをご確認ください。
- ・ 「電子申請・届出システム」は、以下の URL よりアクセスしてください。
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>
- ・ 「電子申請・届出システム」の操作ガイド・マニュアルは、以下の URL よりご確認ください。
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true



④ 電子申請・届出システム関係の問合せ先

・ Gビズ ID に関すること

Gビズ ID ヘルプデスク TEL：0570-023-797

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

メールでもお問合せ可能です。（下記 URL 参照）

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・ 登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人民事法務協会 TEL：0570-020-220

【受付時間】8：30～18：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。（下記 URL 参照）

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

・ 新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 18階

① 電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL：03-3344-7270

② 新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL：03-3344-8517

3 申請から指定までの期間

指定申請が受理された月の翌々月 1 日付が指定年月日となります。(毎月 1 日付)

申請事務手数料はかかりません。

(例)

研修申込	研修受講	指定申請受付	指定月	研修申込	研修受講	指定申請受付	指定月
4 か月前末日 までに 電子申請で申込	毎月 15 日頃	2 か月前 15 日頃までに 提出	毎月 1 日	9 月末日までに 電子申請で申込	10 月 15 日頃	【電子申請】 申請フォームに 11 月 15 日 必着 【郵送】 11 月 15 日頃までに郵送	1 月 1 日
				10 月末日までに 電子申請で申込	11 月 15 日頃	【電子申請】 申請フォームに 12 月 15 日 必着 【郵送】 12 月 15 日頃までに郵送	2 月 1 日

4 申請前の相談

- ・指定申請に係る質問や事業者の事業計画の確認（建物平面図等による通所介護事業所などの設備面の相談）等について、指定申請前の相談を財団で行っています。
- ・特に通所介護事業所などの設備面については、建物平面図等（可能であれば事業所内外の写真も合わせて）を作成の上、必ず事前相談をお願いいたします。
- ・作成いただく建物平面図等については、正確かつ鮮明で、スケール(縮尺)など判断に必要な情報が入ったものをお願いします。
- ・毎月 15 日以降は、当月の指定申請業務が優先となるため、事前相談への対応が通常より困難となります。このため各月 15 日以降の事前相談はご遠慮ください。
- ・事前相談を希望する場合は、財団（TEL：03-3344-8517）へ電話でご連絡ください。

5 区市町村協議等について

介護保険法では居宅サービス事業者の指定に関し区市町村が意見や協議を求めることができる制度（条件付加、区市町村協議）があります。

- ・**条件付加**：区市町村が介護保険事業計画との調整を図る見地から都に対して意見を申し出ることができる制度です。都は意見を勘案し、区市町村内で開設する予定の居宅サービス事業者に対し条件を付することができます。
- ・**区市町村協議**：区市町村が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備を進めていくために、都に対して協議の申入れができる制度です。都は協議の結果に基づき、区市町村内で開設する予定の訪問介護事業所、通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所に対し指定拒否や条件を付することができます。

※対象区内で新規開設を予定している事業者は、**必ず事前に各区市の介護保険所管に御相談**のうえ、申請いただきますようお願いいたします。なお、対象区市町村は年度ごとに異なりますので、事前相談時に対象でなかった場合も、申請前に改めて対象区域となっていないか御確認ください。

対象区市町村については、以下東京都福祉局ホームページにてご確認ください。

福祉局トップ>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>新規指定申請の留意事項・申請書等
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook



6 その他

- ① 指定申請は、介護サービスを実施できる体制が整っている状態で申請してください。
- ② 申請書は、提出用と事業所保管用（写）の2部を作成してください。受付時に受付証をお渡ししますので、事業所保管用と一緒に事業所において必ず保存管理してください。
- ③ 事業譲渡や法人の合併により申請者（事業所を運営する法人）が変わる場合
⇒事業譲渡等による運営法人変更は、変更届ではありません。
⇒事業譲渡の場合、事業を譲渡する法人は廃止日の1か月前までに廃止届を提出してください。事業を引き継ぐ法人は、事業を引き継ぐ日の前々月の15日までに新規指定申請を行ってください。
- ④ 病院・診療所・施術所の中で福祉系サービスを実施する時の注意
⇒医療として使用することで許可を受けた面積部分で実施することはできません。
⇒確認のため、病院等の用途変更の届出書の写しを求めることがあります。
⇒申請前に、病院は東京都保健医療局医療政策部医療安全課に、診療所・施術所は所在地の保健所に確認してください。
- ⑤ 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅の建物内での居宅サービスの申請
⇒有料老人ホームは老人福祉法上の届出が必要なため、届出部分に居宅サービスのスペースが含まれるときは、東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当に相談する必要があります（都への有料老人ホームの設置届出前に、所在地の区市町村に事前相談が必要です）。
⇒届出していないスペースを使用する場合でも、有料老人ホーム担当に事前に確認してください。
⇒サービス付高齢者向け住宅の建物内で居宅サービスの申請を行う場合は、財団高齢者住宅担当に事前に確認してください。

・東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課有料老人ホーム担当 TEL：03-5320-4296
・財団高齢者住宅担当 TEL：03-3344-8637
- ⑥ 事業所名称を設定する際の注意事項
⇒事業所名称の付け方について介護保険法や運営基準等において特に定めはありませんが、名称が同一あるいは類似していると、利用者等からの誤認や事業者間のトラブルにつながる恐れがあります。事業所名称を設定する際は、近隣に同一あるいは類似した名称の事業所がないか確認していただくをお願いします。

<既に使用されている事業所名称の検索方法>

「とうきょう福祉ナビゲーション」(<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)等を利用して検索できます。

福ナビホーム > 事業所情報「事業所・法人を探す」 > 名称等から探す「事業所名で検索」

新規指定申請書提出後の変更は原則不可となります。万が一、指定申請の内容に一部でも変更が生じた場合、または変更が生じる可能性があることが分かった時点で速やかに財団へ連絡してください。

TEL 03-3344-8517（受付時間 9時00分～17時00分）

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 7 日

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者 様

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課長

介護サービス事業者の運営法人の変更に係る取扱いについて

平素より東京都の高齢者福祉行政の発展に協力いただきありがとうございます。

昨今、東京都では株式会社等の法人の合併や分割等による介護サービス事業所の運営法人の変更に係る御相談を数多くいただいております。

運営法人（法人格）を変更する場合の留意点について、別紙のとおり記しましたので、今後運営法人の変更を予定されている事業者の皆さまは、十分にご確認・ご検討いただいた上、各種手続きを行っていただきますようお願いいたします。

（担当）

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護事業者担当

（電話） 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 3

別紙

運営法人の変更に係る指定申請手続きにおける留意点

介護サービス事業所の運営法人（法人格）が変更となる場合、旧運営法人の事業所についての廃止手続きを行うと同時に、新運営法人が新規指定申請手続きを行う必要があります。

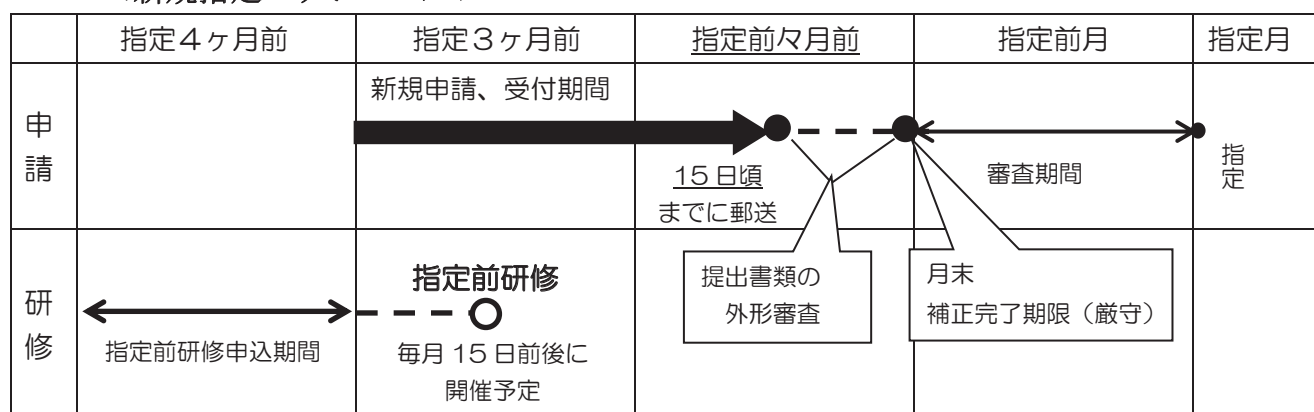
東京都の場合、指定予定月の前々月 15 日を目途に指定申請書類を郵送することになっておりますが、指定申請の要件として申請者が法人であることが定められているため、登記申請等しておらず法人格を有さない状態では指定申請を受け付けることができません。したがって、法人の合併・分割等に伴う指定申請手続きが法人の希望どおりのスケジュールで進まない可能性がございます。

運営法人の変更を予定されている事業所の皆さまにつきましては、早い段階から申請窓口である東京都福祉保健財団に御相談いただいた上で、申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

※参考：東京都 介護保険法施行条例（平成 24 年条例第 116 号） 一部抜粋

第三条 法第七十条第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

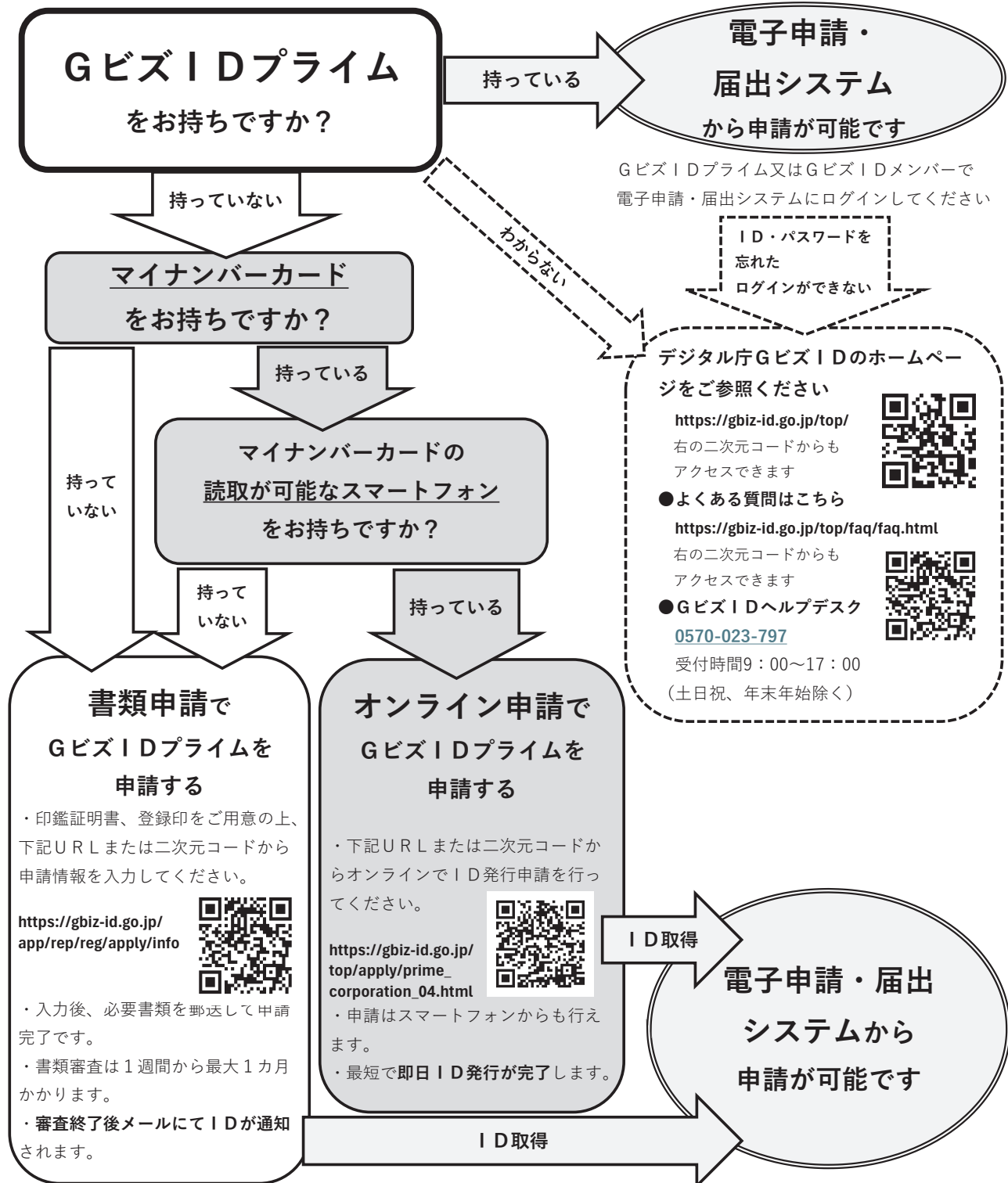
<新規指定スケジュール>



※旧運営法人の事業所に係る廃止届についても忘れずに提出いただくようお願いします。

電子申請・届出システムへはGビズID（GビズIDプライム・GビズIDメンバー）によるログインが必要です。以前にj Grants（補助金申請）や経営情報データベースシステムを利用したことがある事業者は、すでにGビズIDプライムをお持ちですので、すぐに電子申請・届出システムからの申請が可能です。

貴事業所においてGビズIDを取得済みかどうか確認したうえで、下記のフローに沿ってご対応をお願いいたします。



Ⅱ 新規申請・変更届等の受付窓口

下記サービスの新規申請、変更届等については（公財）東京都福祉保健財団（下記『申請書等受付窓口』）で受付しています。（届出は原則「電子申請届出システム」からになります。）

居宅系サービスの種類		財団が窓口となる書類
福祉系サービス	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書 ・変更届出書 ・廃止、休止、再開届出書 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届） ・指定更新申請書 ・業務管理体制に係る届出
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
	通所介護	
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	
医療系サービス	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	<p>上記書類の記載方法、添付書類等についての相談、問い合わせを財団で受け付けます。</p>
	訪問看護・介護予防訪問看護	
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	
	通所リハビリテーション（老健併設除く）	
	介護予防通所リハビリテーション（老健併設除く）	
	短期入所療養介護（老健併設除く）	
	介護予防短期入所療養介護（老健併設除く）	

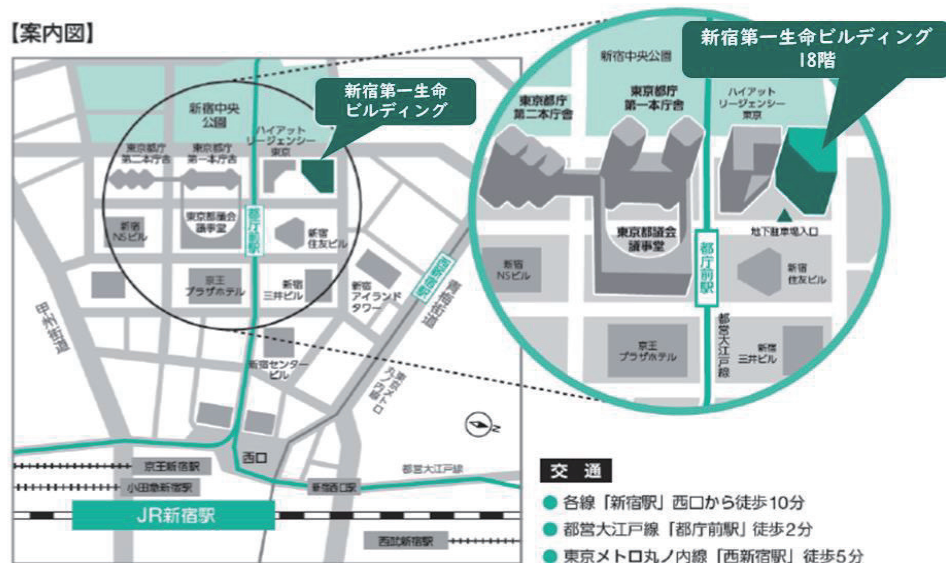
申請書等相談窓口

（公財）東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

【所在地】〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
新宿第一生命ビルディング 18階

【電 話】03-3344-8517（受付時間 9時00分～17時00分）

【案内図】



Ⅲ 新規指定申請時の提出書類記載例及び注意事項

掲載サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売

※各サービスの申請書については、下記ホームページからダウンロードし、作成してください。

「東京都介護サービス情報」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

『地域区分』については、下記の各サービスページを参照

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/index.html